（別表２）

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

注１　法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 導入時期 | | 番  号 | 設備等の種類・名称／型式 | 一体的な  設備等 | 単価  (千円) | 数  量 | 金額  (千円) | 特例  措置 |
| ○年度 | 月 | ① |  |  |  |  |  |  |
| 月 | ② |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| ○年度 | 月 | ③ |  |  |  |  |  |  |
| 月 | ④ |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| ○年度 | 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 月 |  |  |  |  |  |  |  |
| 小計 | | | | | |  |  |
| 合計 | | | | | | |  |  |

注１　「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

　２　記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

３　みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

４　みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

５　「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品流通改善資金

カ：みどり投資促進税制

６　施設を整備する場合には、必要事項を別表３に記載の上、これを添付すること。

７　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和７年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることがわかる書類を添付すること。